政令第二百四号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和四年十月一日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年六月一日とする。

総務大臣　金子　恭之
厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項から第十項までの規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七人」を「八人」に改める。

第三条第一号に次のように加える。

ヲ　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

第三条第三号中㊲を㊳とし、㉙から㊱までを㉚から㊲までとし、㉘の次に次のように加える。

㉙　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

第八条第六項中「十六人」を「十七人」に改める。

第二十条第三項中「三十七人」を「三十八人」に改める。

附則中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（参事官の設置期間の特例）

第九条　第二十条第一項の参事官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

土地等利用状況審議会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七号

土地等利用状況審議会令

内閣は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条　土地等利用状況審議会（以下「審議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第二条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第三条　審議会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。